

2019年12月26日

放送倫理・番組向上機構
放送倫理検証委員会 御中

放送倫理検証委員会決定第30号に対する取り組み状況の報告

株式会社長野放送

「『放送倫理・番組向上機構』への対応に関する申し合わせ」（日本民間放送連盟2003年6月19日付）に基づき、放送倫理検証委員会決定第30号「長野放送『働き方改革から始まる未来』に関する意見」に対する当社の具体的な改善策を含む取り組み状況を報告致します。

1. はじめに

当社が2019年3月21日（木・祝）に放送した番組「働き方改革から始まる未来」について、放送倫理・番組向上機構（BPO）の放送倫理検証委員会の審議が行われ、審議の結果、10月7日（月）委員会決定第30号「長野放送『働き方改革から始まる未来』に関する意見」の通知を受けました。意見書では、この番組について「適正な考査を行わずに本件番組を放送したことについて、委員会は放送倫理違反があったと判断する」としています。

通知に当たり当社は「意見書を真摯に受け止め、今後の放送活動に活かして参ります。全社一丸となって再発防止に取り組んで参ります」と表明しました。意見書の内容とそれに対する当社の姿勢は、当社ニュース番組やホームページで速やかに視聴者に伝えるとともに、「民放への信頼を揺るがしかねない重大な問題であった」との反省のもと、再発防止に向けた改善策に取り組んでいます。

当社では社内に、代表取締役社長を委員長に常勤取締役で構成する「番組改善委員会」を4月23日（火）に設置し、問題点を検証した上で、6月4日付で「番組問題における改善策」（以下、改善策）を策定しております。この改善策は6月4日（水）開催の当社第502回番組審議会での報告・了承を経て策定致しました。貴委員会にも報告しているところです。

改善策の骨子は①役員・社員に対する放送倫理・番組基準の徹底と意識改革、②考査態勢の再構築、③持ち込み番組を含む外部制作番組の取り扱い要領の明文化、④制作会社に対する番組・放送倫理をめぐる情報共有の4つです。

決定第30号の意見書において、当社の事後対応について「一連の自主的・自律的な対応は迅速で、適切だった」と評価されたことから、改善策について引き続き着実に実施することと致しました。加えて、意見書で厳しく指摘された「考査は最後の砦」「当事者意識の希薄さ」「留意事項が現場に行き渡っていなかった」の3点について、重点を置いて取り組んでおります。

以下、視聴者へのお知らせ対応並びに再発防止の取り組み状況を改善策の4つの骨子ごとに報告致します。

2. 視聴者に対する委員会決定のお知らせ

2-1 番組における対応

当社では意見書の内容と当社の姿勢について、通知当日の「NBS Live News みんなの信州」及び10月27日（日）放送の自社検証番組「おはようNBS」で放送しました。「NBS Live News みんなの信州」の原稿は以下の通りです。

長野放送が放送した番組について、BPO 放送倫理・番組向上機構の放送倫理検証委員会はきょう「放送倫理違反があった」とする意見書を公表しました。

対象となったのは3月21日放送の県内の企業が1社提供する持ち込み番組「働き方改革から始まる未来」です。意見書では「全体的に特定企業とその事業内容のPR色が濃く、視聴者が広告放送であるとの疑いや誤解を抱くのも無理はない」と指摘しました。その上で「民放連の放送基準に照らした適正な考査を行わず放送倫理違反があった」と判断しました。

長野放送は意見書を真摯に受け止め、今後の放送活動に活かして参ります。また全社一丸となって再発防止に取り組んで参ります。

「おはよう NBS」での放送内容は以下の通りです。

長野放送が放送した番組について、BPO 放送倫理・番組向上機構の放送倫理検証委員会は今日7日「放送倫理違反があった」とする意見書を公表しました。

<神田委員長会見音活かし>

「考査が適正に行われたとは言えない。すなわち本来そのままでは放送してはならないものを放送してしまった点について放送倫理違反があったと判断したものです」

対象となったのは3月21日放送の県内の企業が1社提供する持ち込み番組「働き方改革から始まる未来」です。意見書では「全体的に特定企業とその事業内容のPR色が濃く、視聴者が広告放送であるとの疑いや誤解を抱くのも無理はない」と指摘しました。その上で「民放連の放送基準やそれに関連する規定に照らした適正な考査を行わず放送したことについて、放送倫理違反があった」と判断しました。

長野放送は意見書を真摯に受け止め、今後の放送活動に活かして参ります。また全社一丸となって再発防止に取り組んで参ります。

2-2 自社ホームページでの対応

当社ウェブサイトにも10月7日（月）以下の内容を掲載しました。

BPOが当社放送番組に「放送倫理違反」の意見 2019年10月7日（月）

当社が3月21日に放送した「働き方改革から始まる未来」について、BPO 放送倫理・番組向上機構の放送倫理検証委員会から、本日意見書の通知を受けました。

意見書では、全体的に特定企業とその事業内容のPR色が濃く、として「適正な考査を行わず本件番組を放送したことについて放送倫理違反があった」と判断しました。

当社は意見書を真摯に受け止め、今後の放送活動に活かして参ります。

放送倫理違反を指摘される結果となり、視聴者並びに番組にご協力いただいた皆さまに心よりお詫び申し上げます。

3. 「役員・社員に対する放送倫理・番組基準の徹底と意識改革」に関する取り組み

3-1 委員会決定通知までの取り組み

6月27日（木）に「放送倫理に関する全社集会」を開催し、スカイプによる同時配

信・録画による視聴を含めて社員（産休・育休者除く）・常勤役員の全員（90人）が参加しました。内容は、代表取締役社長による意識改革を中心とした訓示、番組問題の概要と改善策の説明、「番組内で商品・サービスなどを取り扱う場合の考査上の留意事項」説明、質疑と意見交換です。

放送倫理に関する社員の意識や考えを把握するため、7月9日（火）～12日（金）にアンケート調査を行いました。全社員（産休・育休者除く）85人から回答がありました。「あなたは、今回の番組問題の改善策について、自分自身の課題として取り組もうという考えはありますか？」など、選択肢から回答する10問と「全社会議や放送倫理等について意見や感想を自由に記入してください」など自由記述の2問の合計12問で構成しました。集計後、社員に結果をフィードバックしました。

7月5日（金）開催の民放連全国考査責任者会議における民放連番組・著作権部長の講演とBPO専務理事による講演を中心に議事概要をまとめ、配布資料と合わせて独自資料を作成し、全社員に配布しました。7月22日（月）開催の営業会議では詳しく説明しました。特に、民放連番組・著作権部長による「番組内で商品・サービスなどを取り扱う場合の考査上の留意事項」に関する説明と、BPO専務理事の講演で「自社が定めた番組基準と実際の放送との整合性を図ることが重要」との指摘について重点的に周知・徹底を図りました。

3-2 意見書及び公表記者会見内容の共有

10月7日（月）の委員会決定通知を受けて、代表取締役社長から、再発防止に全社をあげて取り組むようあらためて指示がありました。全社メールで代表取締役社長の指示内容と合わせて全社員・役員、関連会社スタッフに意見書を送付して熟読するよう求めました。さらに全社員・役員、関連会社スタッフが閲覧できる社内の共通ファイルに意見書を格納して、閲覧できるように致しました。

翌10月8日（火）には、通知や記者会見におけるBPO委員のコメントと合わせ意見書のポイントを局長会や番組改善委員会ワーキンググループ（関係局長・部長などで構成）などで共有しました。

勉強会で使用する教材として「放送倫理に関する社内研修資料集」を作成しました。決定第30号の通知文書と意見書全文、記者会見概要、過去の決定等一覧、番組と広告に関する規定、改善策、当社番組基準、決定第27号意見書全文を収録し、全社員・役員、関連会社スタッフ全員に配布しました。また公表記者会見の映像・音声を約14分に抜粋して動画ファイルを作成しました。社内研修資料集のPDF版と記者会見抜粋動画等を共通ファイルに格納・保存して、いつでも閲覧できるようにしました。

3-3 社内の意見書勉強会の開催とアンケート実施

意見書理解を目的に社内勉強会を開催しました。勉強会では、当該番組と記者会見抜粋動画を上映・視聴した上で、なぜ「全体的にPR色が濃い」という判断がされたのか、具体的に考える作業を参加者各自が行いました。また、過去の放送界に対する外部からの批判・指摘やそれに対応した制度上の変遷の説明、参加者に関わりの深い分野の番組基準の読み合わせを行いました。特に「番組内で商品・サービスなどを取り扱う場合の考査上の留意事項」の内容や成文化された経過に重点を置きました。

この勉強会は、正社員全員と報道、制作、編成、営業、放送準備の実務に関わるスタッフ118人を対象としました。台風19号災害に関する報道や通常業務を考慮して、参加対象の全員が参加できるまで開催した結果、10月28日（月）～12月5日（木）まで13回（本社で8回、4支社で5回）の開催となりました。

参加者には3項目を自由に記述して後日提出してもらったアンケートを実施しました。アンケートの回答内容の一部を以下に記載します。当事者意識の希薄さを、自分にも思い当たることと反省し、自社の番組にもっと関心をもって視聴して、意見交換していこうという姿勢がうかがえると判断しています。

① 自分が感じたこと

- 「当事者意識の希薄さ」、この言葉は胸に突き刺さりました。直接放送に関わるセクションでなくとも放送倫理の基礎を知り放送する事に対して責任を持って働くべきだと感じました。
- 「当事者意識が薄い」この言葉がこの問題の本質を表している。私も正直、放送倫理について勉強不足であった。改めてテレビ局の一員としての自覚を持つために、恒常的に勉強していく必要性を感じた。どこのセクションにしようとも意識しなければいけないと思う。
- 他人事ではなく、私が自分の事として番組に関わらなければならないと肝に銘じようと思いました。当事者意識の希薄さが指摘されていて耳が痛い思いがしました。
- 放送局に働いていながら、今どきのテレビ番組を見ない、テレビ番組に関心がない、テレビ番組を知らない、だから意見がないという方が増えているとすれば、残念です。「いまの時代のテレビを見て勉強しているかどうか」そこに本質があると思います。テレビ番組を愛し、テレビ番組を想い、テレビ番組を見ること、意見を持つことが一番の再発防止になると思います。
- 今回の意見書を受けて、改めて公共の電波を扱う責任を痛感しています。
- 取材側の都合でなく、視聴者がこの番組を見てどう思うか、を常に意識することが必須だなと思った。民間放送として広告収入は大切だけれども、知恵を絞って工夫して、見てくれた人が見てよかったと思ってもらえる番組を作れるようにしたい。
- 放送局で働いている以上、どの部署に所属していても放送倫理や人権、青少年に対する影響などは全員が理解しなければならないという当事者意識を持って仕事に取り組む必要があると感じた。何のための番組なのか、常に問題意識を持って、取材、編集、ナレーションを心がけることを今後、肝に銘じて仕事に当たりたいと感じた。

② 今後どう放送倫理意識の向上・維持に取り組もうと思ったか

- 社会性があるか？視聴者にとって有益性があるか？どうか念頭に置いて関わろうと思った。また、放送基準を守ることが民放への信頼を維持し、高めることになることも意識しようと思った。
- 県民不在、視聴者不在の番組だけは作らないように常に心がけてきました。「他人事」はよしとしていませんので、今までと変わらずに疑問が生じた場合は部内でも意見をしていこうと思っています。
- 「視聴者に有益な情報であること」、「誰かを傷つけたりしない」、「間違いのない情報」を常に心がけていく。
- 公共の電波を預かり、視聴者の生活を豊かにするための放送をしていくことが当社の使命であることを再認識し、取り組んでいきたい。また、主に広告収入で生業を立てている民放である以上、得意先への丁寧な説明、深い理解を頂けるよう日々向き合っていかなければいけない。
- 自身で「これは放送倫理上問題があるのではないか」と感じた内容は、遠慮せずに直接プロデューサー・ディレクターなどの担当者に発言していこうと思う。
- 番組を視聴していて不審に思ったり、違和感を持ったりした時に、それを声に出し、話し合う土壌作りが大切だと感じている。番組を見る目を養うことが再発防止につながると感じた。
- 自社他社制作を問わず番組を見ていて何か気づいたことがあれば、どのような根拠で放送できたのか？どう説明するのか？を日常的に考えられるようにしたい。また、昼食や飲み会の際に番組や会社の話をもっとすることで、仕事中でも気軽に声を掛けられる雰囲気づくりをしていきたい。

③ その他

- 当事者意識の低さと共に、もう一つの問題点はコミュニケーション不足だと思う。意思疎通の大切さを、改めて一人一人が認識するべきだと思う。部局間、上下間で普段からなるべく多くの情報を共有できるような体制作りも今後の課題の一つだと思う。
- BPOの委員から「必要以上に委縮しないように」という言葉がありました。とてもありがたい言葉だと思います。私は長野放送や長野放送の番組が大好きです。信頼を回復するために、一人のクリエーターとして、できることは何でもやっていきたいと思います。
- 社員一同改めて放送基準や放送倫理を理解し、視聴者に誤解されない・有益な情報をどのように届けられればいいのかなどを、誰しもが議論・討論できるようになればいいと思います。そのためにイントラに番組意見掲示板もありますが、もっと闊達な意見のやり取りをしていければいいと思います。

3-4 民放連事務局から講師を招いた勉強会開催

「番組内で商品・サービスなどを取り扱う場合の考査上の留意事項」の理解を深めることを目的に、日本民間放送連盟事務局から番組・著作権部長を講師に招いた勉強会を11月8日（金）に開催しました。直接参加したのは役員・社員、関係会社スタッフ合わせて59人です。議事概要を作成して共通ファイルに格納し、直接参加できなかった社員等には読み込むよう全社メールで求めました。

番組・著作権部長の講演では、留意事項を成文化した経過やその内容、考え方、番組と広告に関する放送法と民放連放送基準などの規定を詳細に解説していただきました。

た。特に「視聴者が見てよかった、その時間を付き合っただけよかったと思っただけ、その満足感が大切」という考え方は、多くの参加者が今後の番組作りの指針になったと受け止めました。さらに「持ち込み番組と関連するCMの取り扱いについて」に関して「番組本編とCMを合わせて視聴して判断することが大切」との解説も盛り込んでいただきました。

加えて、関東大震災や太平洋戦争の敗戦を経て、NHKと民放の二元体制が生まれたこと、この二元体制は世界に誇るべき社会インフラであり引き続き守っていくべきものであること、など普段意識しにくい放送の歴史や使命について説明がありました。さらにこうした歴史と使命から、放送は倫理が問われる職業であること、番組基準は自社で決めたものであり他社の基準は関係ないこと、自主・自律の取り組みは放送に関わるすべての社員・スタッフに求められることなど、基礎となる考え方も説明いただきました。

考査のあり方についても「考査担当者が討ち死に覚悟で、体を張って止めるものではなく、放送現場に関わる全員が取り組むべきものである」「外形的に説明のつかないものは、考査部門までの間に修正または見合わせ判断がされるべきもの」などの解説をいただきました。

以下にこの勉強会での参加者の受け止めの一部を記載します。

- NHKと民放の2元体制が生まれた話から始まり、このような機会がなければ学ぶ機会のなかった様々な話を聞くことができ有意義だった。
- 「へー知らなかった」「今度行ってみよう」という満足感が大切との言葉に、重要なカギがあると思う。広告と情報は紙一重とも言える。だからこそ、その料理の仕方が問われていると思った。
- 営業も、制作も今まで以上にお互いに話し合い、知恵を出し合っている番組を作っていくことが大事だと再認識した。
- 民間放送である以上「スポンサーの存在は無視できない」との思いと、放送倫理をどう両立させるか悩んでいたが、講演を聞いて営業として勇気付けられたし、一定の方向が見出せた気がする。
- 「視聴者を裏切ってはいけない」に集約されると感じました。番組を視終わったあとののっかりした印象や、“聖職”として世間から向けられる厳しい視線などは、視聴者が当社に期待する部分があるからこそ生まれるものであり、それぞれが担当する部署において、それに応える努力を続けていかなければいけないと感じました。
- 様々なメディアが乱立する中で、信頼されるメディアであり続けることがローカル局としての存在価値だと思う。当事者意識を持って取り組んでいきたい。

3-5 BPO 放送倫理検証委員会委員を招いた勉強会開催

決定第30号への理解を深めることを目的に、12月6日（金）BPO放送倫理検証委員会の鈴木嘉一委員長代行、高田昌幸委員、それに調査役2人をお招きして、放送倫

理に関する勉強会を開催しました。社内の意見書勉強会後に行ったアンケートの一部を事前に送付して読んでいただいた上で委員2人から講演していただきました。直接参加は56人、スカイプ中継による参加は7人で、参加できなかった人向けには、録画視聴と議事概要読み込みによる参加を全社メールで呼びかけました。

鈴木委員長代行の講演では、BPOの役割やこれまでの事例の説明、今回の事案の特徴や意見書のポイントが詳しく解説されました。特徴として、1通の視聴者意見メールから始まったこと、持ち込み番組の考査のあり方を問う2例目のケースであったこと、2年前に番組と広告の識別の問題が他局であり、それがきっかけで「留意事項」ができたのにそれが浸透していなかったことなどの指摘がありました。鈴木委員長代行は「視聴者には局制作だろうが持ち込み番組だろうが関係ない。すべて長野放送の番組です。長野放送というブランドを信用して視聴者は視ている。局には放送責任がある」と強調されました。さらに、当事者意識の希薄さについても指摘されました。

番組と広告について鈴木委員長代行は、「CMがなくなれば広告要素が番組本編に紛れ込む恐れが出る。実際に今回はそうだった」「番組と広告が分かれているから民放の信頼性がある」「番組と広告が独立しあっている、放送自体があらゆる政治勢力、商業的な活動から独立、自立しているのが理念である」と解説されました。

高田委員の講演では、当事者意識がなぜ薄くなるのか、職場で物が言いにくい雰囲気の原因と指摘されました。自社の番組をみんなが見て、「論壇風発、喧々諤々議論して欲しい、そのために上に立つ人が職場の雰囲気を变えるよう取り組んで欲しい」と強調されました。また「意見書を読んで留意事項とは何か研究することも大切でしょう。それと同じくらい自由闊達な職場内の環境をつくるのが大切」と述べられました。

以下にこの勉強会での参加者の受け止めの一部を記載します。

- 視聴者の信頼を回復するには放送を通じてしかできない。視聴者の立場に立って視聴者に役立つ番組・CMを全力で提供していきたいと思った。視聴者なしには会社は成り立たない。
- 改めてテレビ局の存在意義、番組を放送する責任について、意識を高く持ち続けていかなければならないと思った。また、番組と広告の分離を含め、視聴者の信頼こそがテレビ局の根幹を支えていることを肝に銘じて、日々業務を遂行していきたいと思った。
- 番組と広告がしっかり分けられ、自立・独立していることが視聴者からのテレビ局の信頼に繋がるということを改めて認識した。ひいては、得意先からの信頼にも繋がるのだと思う。
- 「放送責任は局にある。局のブランドにかかわる」「人は必ず間違えるが、それを認め、同じ過ちを繰り返さないことが重要」という言葉にとっても感銘を受けた。しっかりと受け止めて今後の仕事に生かしていきたい。

- 審議入りした局の共通の印象として「引っかかることがあっても議論してこなかった」と述べられたようにNBSも現場の議論が足りなかったと感じた。あとは実践あるのみ。職場の雰囲気は下からは変えられないというのも同感だ。
- 「職場の雰囲気を変えるのは一定以上の役職の人」には管理職としての責任をあらためて感じました。
- 番組基準の知識も必要ですが「少しでも気が付いたことを話せる職場環境」が、そもそもの問題の根底にある気がしました。「話せる職場環境」について、自分でもできることは何か考えていきたいと思いました。

3-6 蓄積されたBPO意見の共有

蓄積されたBPO意見を創造的に判断ガイドにするため、委員会決定や提言、委員長談話等を共通ファイルに格納して、閲覧しやすくするとともに、そこから得られる教訓を社内で共有する取り組みを行ってまいります。

4. 「考査態勢の再構築」に関する取り組み

編成局に番組考査部を6月24日付で新設しました。部長と兼務者（編成部員）1名による2人態勢です。考査の専任社員を配置して専門性を高めるとともに、考査部門の人材育成を図ります。10月1日付で編成局の人事異動を行いました。

放送週の3週間前の火曜日に週間番組表を発行する際に、自社制作番組を中心に制作態勢や内容を番組ごとに確認しています。

編成（番組考査含む）、営業、企画推進、業務、制作による企画検討会議を、6月から月1回の定例会と必要に応じて随時開催することとしました。目的は自社制作番組やローカル編成番組の充実・向上で、編成部長が招集して意見交換と合意形成を図る場として出席者や位置づけを明確にしました。また放送終了後の番組についても意見交換して、今後の番組づくりに活かすことにしています。

社内のイントラネットに番組意見掲示板を開設し、10月から運用を開始しました。番組制作に直接関わらない分野の社員からも番組視聴後の感想や意見を自由に書き込んでもらい、その内容を自社制作番組などに活かしていく狙いです。ヒアリング段階でのBPO放送倫理検証委員会委員の指摘をもとに開設しました。

5. 「持ち込み番組を含む外部制作番組の取り扱い要領の明文化」に関する取り組み

「持ち込み番組取り扱い要領」（以下、取り扱い要領）を内規として9月3日付で作成しました。社内での周知・配布を行った上で、9月下旬から運用を開始しました。これまでのところ、取り扱い要領に基づいて具体的に可否を検討した事例はありません。

取り扱い要領では、まず長野放送の番組基準や放送倫理に照らして、社会性や視聴者にとっての有益性があると判断できるもの以外は取り扱わないこととしています。その上で、企画検討会議で可否を検討すること、番組の制作過程を詳しく把握すること、構成台本考査で受理が期待できると判断できてから編成想定日を設定すること、完パケ考査やプレビューを必ず行うこと、編成決定や編成見合わせなど依頼者に対する節目の回答は書面で行いその決裁は編成局長とすること、などを骨子としています。放送までの手順、担当者の役割、責任等を明確にし、情報共有のあり方や用語の統一も盛り込みました。さらに、時を経ても今回の問題が忘れられないよう、取り扱い要領は番組問題の再発防止策の1つとして作成したことを明記しました。

6. 「制作会社に対する番組基準・放送倫理をめぐる情報共有」に関する取り組み

制作会社対象の放送倫理に関する勉強会を7月25日(木)開催しました。自社制作番組の制作委託基本契約を結んでいる制作会社10社から15人が参加しました。「番組内で商品・サービスなどを取り扱う場合の考査上の留意事項」や7月5日開催の民放連全国考査責任者会議で取り扱われたテーマなどを説明しました。「民放連放送基準解説書2014 2017補正版」と「放送倫理手帳2019」を配布した他、BPOメールマガジンへの登録を案内しました。

委員会決定通知後には、意見書の骨子と番組と広告に関する規定を記載した独自資料を作成し、県内の広告代理店を訪問して情報共有を図っています。

7. 当社番組審議会での審議や報告

放送法第6条の規定を踏まえて、当該番組について5月8日(水)開催の第501回番組審議会の議題と致しました。委員からは「一企業の宣伝に見える。視聴者意見の通りと感じた」「特に目新しく感じた情報はなかった」などの厳しい指摘が相次ぎました。また、自社の放送で同じテーマを取り扱って欲しいとの要請がありました。

この要請や「放送で失った信頼は放送で取り返す」との考えに基づき、当社は夕方のニュース番組「NBS Live News みんなの信州」で7月23日(火)から4回にわたって「シリーズ働き方改革最前線」を放送しました。

「番組問題における改善策」は、6月4日(水)開催の第502回番組審議会の了承を経て策定しました。9月4日(水)開催の第504回番組審議会には、策定後3か月間の実施状況を報告しました。

委員会決定第30号の意見書については、要点を整理した独自資料、通知文と意見書全文、それに当日夕方のニュースの録画DVDを10月9日付で郵送する方法により各委員に報告しました。その上で11月13日(水)開催の第506回番組審議会であらた

めて報告しました。

8. おわりに

日本民間放送連盟と BPO 放送倫理検証委員会から招いた講師の方は講演の中で「長野放送というブランド」「一流の暖簾」「長野放送というプレミアムなブランド」という言葉を使われました。「視聴者は長野放送というブランドを信用して視ている」などです。こうした言葉は、当社に限らず放送局は「限られた電波を預かって放送活動を行っていること自体、特別な存在であり、それに伴う大きな責任を負っている」その意味で使われていると受け止めました。

「放送は、いまや国民にとって最も身近なメディアであり、その社会的影響力は極めて大きい。われわれは、このことを自覚し・・・」これは、放送倫理基本綱領の一節です。この一節を「ブランド」や「視聴者の信頼」という言葉と合わせて咀嚼した時、われわれは自らのもつ社会的影響力をしっかりと自覚して、それに見合った責任を果たしていかなければならない、それに必要な倫理意識と判断力を持たなければならないと再認識しました。

当事者意識をもって、自分事として議論し、一つひとつ答えを見つける作業の大切さは、外部から招いた講師の方が繰り返し強調されていました。そのためには、自由に物が言える雰囲気をつくるのが大切であるとの助言がありました。勉強会参加者の多くが、自由闊達な意見交換をして、時には悩み、時には苦しみながら答えを目指す意識や姿勢を持ったと考えています。

委員会は今回の問題の重大性を「民放の番組と広告放送の信頼性を揺るがしかねない、ゆゆしき問題ではないか」と位置付けました。当社は問題の重さをしっかりと認識し、反省を風化させることなく、「番組と広告の違い、その境目を認識し緊張感を持って一線を画す日々の作業は部署を問わず、すべての民放関係者が肝に銘じるべき根本ではないか」の言葉を全社員、全スタッフが胸に刻み実行して参りたく存じます。

記者会見で神田委員長は「必要以上の萎縮をすることなく、よい番組をつくって欲しいとの願いを込めた」と発言されました。また鈴木委員長代行からは、当社における講演で「事後対応をみて力がある局だと思った。その力を番組や企画、クリエイティブな営業などに注いで、得点をあげて欲しい」との励ましの言葉をいただきました。

放送倫理意識の向上・維持の取り組みにゴールはありません。当社は、継続して放送倫理に取り組むとともに、「放送で失った信頼は放送で取り返す」「励ましには放送で応える」考えのもと、新たなチャレンジを恐れず、多様化するメディア環境に向き合っていく所存です。